

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、製品等を運搬するトラック運転手としてルート配送業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、C医療機関に受診し「頰椎・腰椎脊柱管狭窄症」と診断され、○年○月○日、D医療機関に転院し「頰椎椎間板ヘルニア、腰椎椎間板ヘルニア」と診断された（これらの傷病を以下「本件傷病」という。）。請求人によると、長年にわたりトラック運転業務及び製品等の積下ろし作業に従事した（以下「本件業務」という。）ことが、腰部、頰部等に過重な負荷がかかった原因であるという。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付及び○年○月○日から同年○月○日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発症した本件傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、自身の腰痛の発症原因として、腰部に過度の負担のかかるベンダ一業者向け商品の配送業務により、身体に負担がかかり同傷病を発症した旨主張している。

(2) ところで、腰痛に係る業務上外の判断については、労働省（現：厚生労働省）労働基準局長が、「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当と考える。

また、請求人の腰痛は、請求人の主張を踏まえると非災害性であることは明らかであるから、認定基準が定める「災害性の原因によらない腰痛」として業務上の事由によるものと判断できるか否かについて、以下検討する。

(3) 請求人は、①〇年〇月の入社から〇年〇月〇日まで腰部に過度の負担のかかる業務に従事し、②〇年〇月及び〇年〇月に「腰椎椎間板ヘルニア」と診断され、③〇年〇月頃に業務変更により腰部の負担が軽減し、④〇年頃から腰部に負担のかかる業務に再び変更となり、〇年〇月頃から腰、首に痛みを感じ受診したが異常なしと診断され、⑤〇年〇月に腰痛症を発症したとしている。

そこで、本件に係る医証を見ると、E医師は〇年〇月〇日付け意見書において、〇年〇月〇日初診、傷病名「腰椎椎間板ヘルニア」、主訴及び自覚症「腰痛、両下肢しびれ」と診断し、同年〇月〇日撮影のMRIにおいて、L2/3、5/Sの椎間板ヘルニアを認め、〇年〇月〇日終診としている。

その後、請求人は、F医師が〇年〇月〇日付け意見書において述べる通り、〇年〇月〇日にMRIにて「頚椎・腰椎脊柱管狭窄症」と診断され、また、G医師が〇年〇月〇日付け意見書（以下「G意見書」という。）において述べる通り、〇年〇月〇日に「頚椎椎間板ヘルニア、腰椎椎間板ヘルニア」と診断

されている。また、C医療機関の診療録において、初診時（○年○月○日）、請求人が「○日前（同月○日）に左半身がしびれて意識障害」と説明していることが認められる。

一方、H医師は○年○月○日付け意見書（以下「H意見書」という。）において、請求人が元々もっていた素因（頰椎・腰椎の狭窄症など）が原因で発症したものと考えると意見しており、また、F医師も○年○月○日付け意見書において、請求人に基礎疾患として、OPLL（後縦靱帯骨化症）及び頰椎椎間板突出と腰椎椎間板の変性と突出があると述べている。

以上から、請求人の腰痛は、○年○月頃に発症したが、○年○月○日に腰椎の狭窄症などの基礎疾患を残しつつ症状固定し、その後、左半身がしびれて意識障害を起こした○年○月○日に新たに腰痛を発症したものと認められる。

(4) 上記のとおり、請求人の重量物取扱業務開始は○年○月であると認められ、また、請求人は○年○月○日に腰痛を発症したものであるため、請求人を認定基準に定める「重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当長期間（おおむね10年以上をいう。）にわたって継続して作業する労働者」とみて検討することが適当である。

そこで、本件においては請求人が取り扱っていた重量物の重量等の詳細は不明であるため、請求人の重量物取り扱い業務の全てを、「おおむね30kg以上の重量物を取り扱う業務」と仮定したとして、当審査会において、改めて、発症日以前の勤務時間及び集配場所での滞在時間を集計したところ、請求人の重量物取扱業務を待機時間、検品時間等を含めて最大限請求人に有利になるよう考慮しても、総労働時間の30.9%にとどまる。よって、認定基準の30kg以上の重量物を労働時間の3分の1程度以上取り扱う業務には該当しないと判断する。

また、請求人の頰椎脊柱管狭窄症及び頰椎椎間板ヘルニアについては、請求人の作業態様から頰椎に負担のかかる作業とは認められない。

よって、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

(5) なお、G医師は、上記G意見書において、要旨、「長年の重量物配送業務が起因となり、椎間板ヘルニアを発症したと判断される。この椎間板膨隆による脊髄、神経の圧迫は、通常に加齢による変化を明らかに超えるものである。」と意見する。しかし、H医師は、H意見書において、請求人が元々もっていた

素因（頰椎・腰椎の狭窄症など）が原因で発症したものと考えると意見していることに鑑みれば、上記のとおり請求人の業務が特に過重ではないこととあいまって、G医師の意見は採用できず、この点からも業務上の事由によるものと認めることはできない。

(6) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。